

エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型) 第169期分配金に関するお知らせ

平素は、「エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)」をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

この度、当ファンドは、2020年7月27日に第169期決算期末を迎えました。当期の収益分配金につきましては、現在の配当等収益および分配金対象額の状況、基準価額の水準と市況動向などを総合的に勘案した結果、10円(1万口当たり、課税前、以下同じ)といたしましたことをご報告申し上げます。

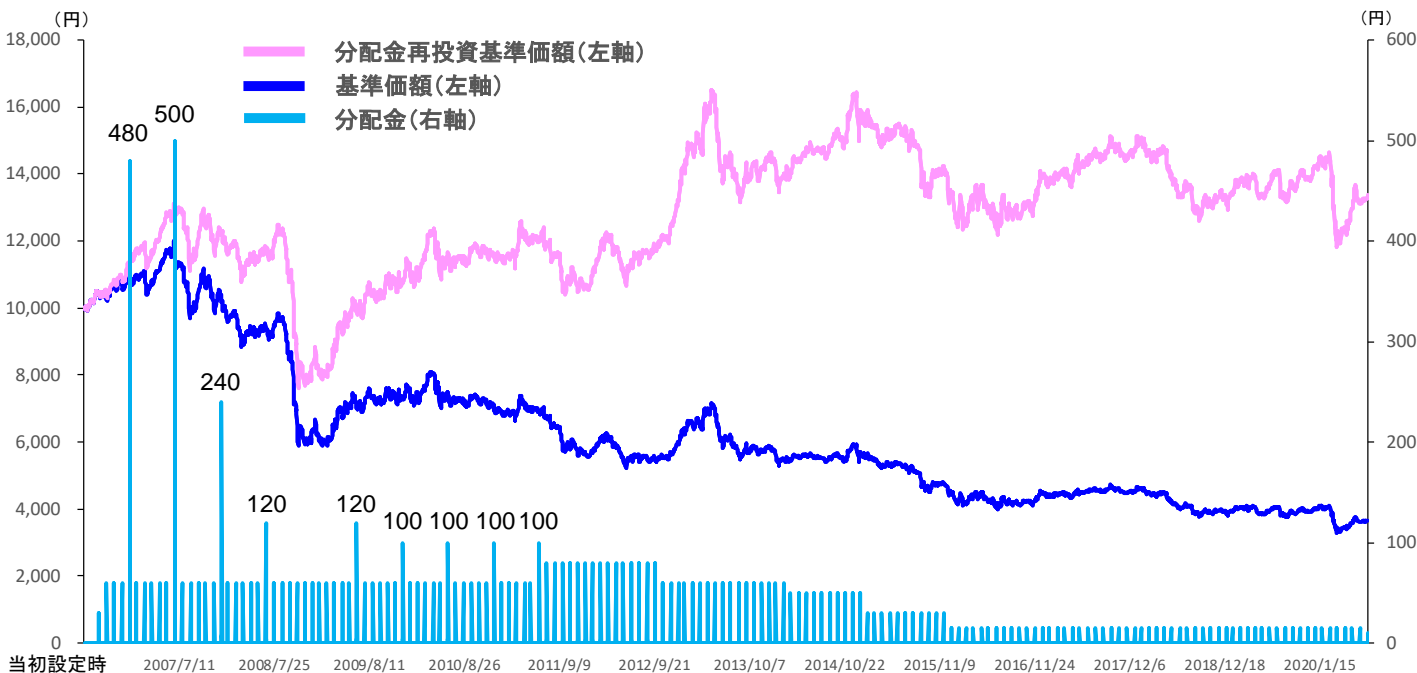
第2期 (2006年8月)	第3期～第59期 (2006年9月～2011年5月)	第61期～第75期 (2011年7月～2012年9月)	第76期～第92期 (2012年10月～2014年2月)
30円	60円	80円	60円
第93期～第102期 (2014年3月～2014年12月)	第103期～第113期 (2015年1月～2015年11月)	第114期～第168期 (2015年12月～2020年6月)	第169期 (2020年7月)
50円	30円	15円	10円

設定来累計額
8,715円

第6期(2006年12月)、第12期(2007年6月)、第18期(2007年12月)、第24期(2008年6月)、第36期(2009年6月)、第42期(2009年12月)、第48期(2010年6月)、第54期(2010年12月)、第60期(2011年6月)の分配金は上記の表に記載された水準とは異なります。グラフ内の数字をご参照ください。

第169期の分配金を含め、設定来の分配金累計額(1万口当たり、課税前)は、8,715円となりました。また、当期末の分配金再投資基準価額は13,283.86円で設定来の騰落率は+32.8% %となっています。

【基準価額と分配金の推移】
(2006年6月30日～2020年7月27日、日次)



* 基準価額は、信託報酬控除後の値です。
 * 投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な信託報酬率は、純資産総額に対して年率2.010%程度(税込)です。詳細は、【お申込みメモ】の【信託財産で間接的にご負担いただく費用】の項目をご覧ください。
 * 分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものです。
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

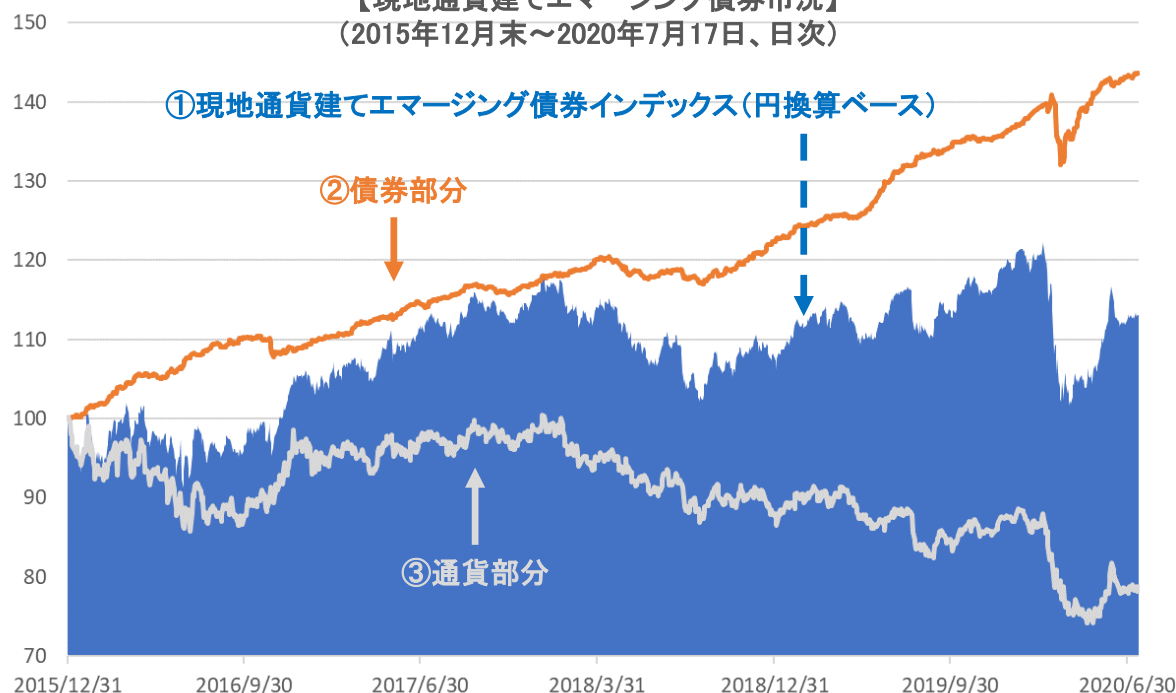
巻末の「投資リスク」、および「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

＜ご参考＞

当ファンドは2015年12月24日の第114期決算より4年半にわたって収益分配金を15円としてまいりました。その間、米国では2008年のリーマンショック以来、長期間にわたって実施された金融緩和政策の出口戦略が模索される中、2016年11月の大統領選挙でトランプ氏が当選すると、大型減税などの景気刺激策を打ち出し、米国株式市場は大きく上昇に転じました。米国連邦準備制度理事会(FRB)は、金融引き締めのための利上げを行いつつもハト派的なスタンスを維持し、2017年夏ごろから米中貿易摩擦問題が徐々に悪化し景気が弱含むと、機動的な利下げを行い、2009年に始まった過去最長と言われる景気拡大期を支えました。米国経済に牽引される形で世界経済も概ね順調に推移する中、現地通貨建てエマージング債券市場(円換算ベース)も債券部分は、グローバルに良好な経済成長、エマージング諸国のファンダメンタルズの改善、相対的に高い利回りへの需要などを背景に、堅調に推移しました。一方で、通貨部分は、米国での利上げなどの金融政策や、それに伴う一部のファンダメンタルズが脆弱なエマージング諸国でのインフレ率の急上昇、米中貿易摩擦や原油価格の下落などの地政学的リスクが重しとなり、2008年以降は対円で下落傾向となりました。

直近の新型コロナウィルスの感染拡大により、2020年2月下旬から4月上旬にかけて現地通貨建てエマージング債券市場(円換算ベース)は急落しました。新型コロナウィルスの感染拡大は、経済基盤がぜい弱なエマージング諸国にとっては特に大きな打撃となり、債券部分が下落しただけでなく、下落傾向だった通貨部分はさらに下落しました。4月以降、世界的にリスク資産の市場が回復する中、現地通貨建てエマージング債券市場(円換算ベース)も下落分を取り戻しつつありますが、ウィルス問題の収束が見えない中、今後の世界経済の見通しも不透明なことから、ファンドの今後の健全な運営を勧奨し、第169期の収益分配金を10円といたしました。

【現地通貨建てエマージング債券市場】
(2015年12月末～2020年7月17日、日次)



※2015年12月末を100として指数化

- ①はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド(円換算ベース)
- ②はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド(現地通貨ベース)
- ③は①のリターンから②のリターンを差し引いて計算

出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

＜現地通貨建てエマージング債券市場の今後の見通し＞

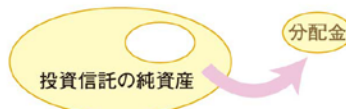
現地通貨建てエマージング債券市場は、経済支援のためにエマージング諸国の中央銀行が積極的な緩和政策を継続するとの見方から、通貨部分は軟調な動きとなることが予想されますが、これは債券部分にとってはプラスに動くと考えています。また、インカムへの需要が続いていることから、現地通貨建てエマージング債券市場を含めた一部の市場で投資妙味のある機会が提供されることが期待されます。

今後も長期的に安定的な収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行って参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

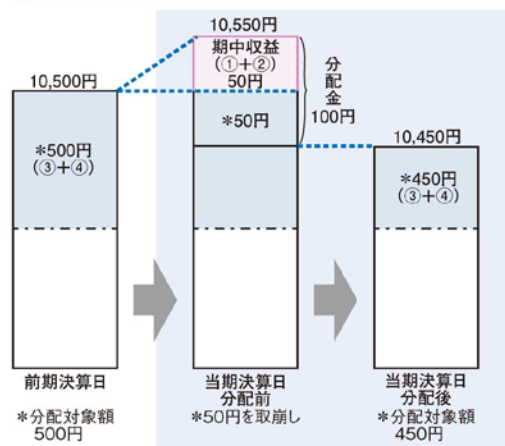
投資信託で分配金が支払われるイメージ



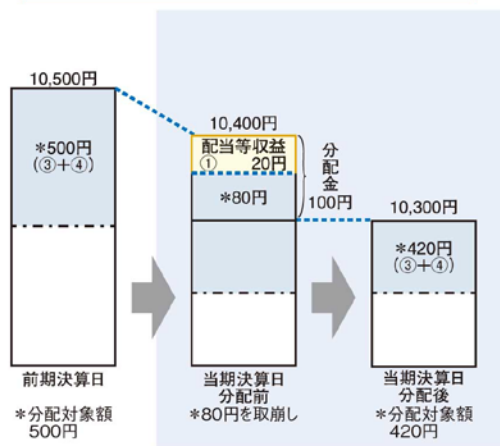
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

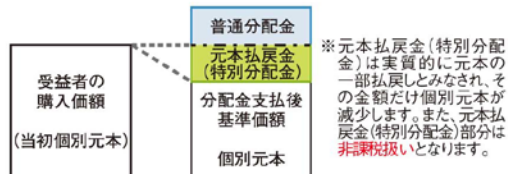


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

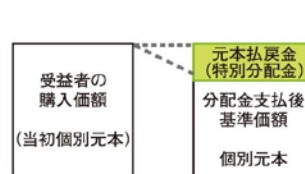
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金…個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

【お申込メモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)
商品分類	追加型投信/海外/債券
当初設定日	2006年6月30日(金)
信託期間	無期限とします。
決算日	原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)とします。
購入・換金	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込はできません。
申込不可日	●ルクセンブルグの銀行休業日 ●ロンドンの銀行休業日 ●ニューヨークの銀行休業日
申込締切時間	午後3時までで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

【直接的にご負担いただく費用】(消費税率 10%)

購入時手数料	購入価額に 3.85%(税抜3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

【間接的にご負担いただく費用】(消費税率 10%)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用 管理費用・年率 (信託報酬)	1.210% (1.10%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	0.407% (0.37%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	0.770% (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資 信託証券・年率	0.80%	投資運用等の対価です。
	実質的な負担・年率	2.010%程度(税込)	
その他の費用 ・手数料	当ファンド	財務諸表監査に 関する費用	監査に係る手数料等(年額62万円および消費税)です。 当該費用が日々計上され毎計算期間末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
		信託事務の処理に 要する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
	投資先ファンド	組入有価証券等の売買の 際に発生する取引手数料	組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等です。
		保管報酬、事務代行報酬、登録 および名義書換代行報酬等	保管および事務代行ならびに資産管理等に対する対価です。 投資先ファンドの純資産総額に対して年率0.30%を上限とします。
	運営および一般管理費	法律顧問報酬、監査報酬、法定書類の作成費、ルクセンブルグ税等	

※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記のファンドに係る費用につきましては、消費税率の変更に応じて適用される料率をご参照ください。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

【委託会社、その他関係法人】

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
 03-6880-6448(受付時間:営業日の午前9時~17時)
 ホームページアドレス: <http://www.shinsei-investment.com/>
 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 株式会社りそな銀行(信託財産の管理等)
 販売会社 (募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2020年7月27日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

【投資リスク】くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《基準価額の主な変動要因》**1.価格変動リスク(金利変動リスク)**

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引しなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2.為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3.カントリー・リスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4.信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

5.その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

ご留意いただきたい事項

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保障するものではありません。
- ファンドは、実質的に株式など値動きのある資産(また外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、市場環境等により基準価額は変動します。したがって元金保証および利回り保証のいずれもなく、運用実績によっては投資元本を割込むおそれがあります。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- お申込の際には、あらかじめまたは同時に投資信託説明書(交付目論見書)をお受取りいただき、必ず内容をご理解のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込時には購入手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 110 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（2021 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率 2.618%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商号等 香川証券株式会社

登録 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号

加入協会 日本証券業協会